

事務連絡
令和6年12月23日

事業者 各位

総務部長
(総務課財務係)
会計管理者
(出納室出納係)

苫小牧港管理組合契約関係書類等に関する押印見直しについて

このことについて、行政手続き等のデジタル化に向けた取組の観点から、下記のとおり、契約関係書類等に関する事業者の押印を見直すこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 押印見直しの内容（別紙1「契約関係書類等の押印見直しについて」参照）

A 引き続き押印が必要な書類

引き続き押印が必要となり、押印がないものは無効になります。

B 責任者、担当者を記載することで押印が省略できる書類

持参、郵送に加えて電子メールでの提出も可能になります。

C 押印を不要とする書類

持参、郵送に加えて電子メールでの提出も可能になります。

2 その他

これまでと同様に、押印された契約関係書類等も提出可能です。

別紙2「契約関係書類等の押印見直しに関するQ&A」を作成しましたので、ご確認ください。

契約関係書類等の押印の見直しについて 【別紙1】

苫小牧港管理組合が行う入札及び契約に係る書類等の押印について、下記のとおり見直します。

A：引き続き押印が必要な書類

- ・ 契約書、請書
- ・ 入札書、見積書
- ・ 工事費内訳書、業務費内訳書
- ・ 委任状
- ・ 工事受渡書などの権利関係書類
- ・ 契約変更協議書類

※電子入札における電子での入札書及び工事費内訳書の提出については押印不要です。

B：責任者、担当者を記載することで押印が省略できる書類

- ・ プロポーザル参加意向書
- ・ 入札（見積）辞退届、プロポーザル資格辞退届
- ・ 請求書 など

C：押印を不要とする書類

- ・ 上記以外の入札及び契約等に関する書類

※2～3ページに一覧がありますので、そちらもご覧ください。

なお、押印の必要のない書類（上記B及びC）については、電子メールでの提出も可能となります。詳細については提出先の担当者にご確認ください。

入札から契約までに提出する書類

書類名	区分
参考見積書（※予算積算用等）	C
一般競争入札参加資格審査申請書	B
共同企業体競争入札参加資格審査申請書	B
類似工事（業務）実績調書	C
入札（見積）辞退届	B
工事（業務）費内訳書	A
入札書、見積書	A
共同企業体協定書	A
工期申出書	C
リサイクル協議書	C
契約書、請書、協定書	A
現場代理人の兼任届	C
プロポーザル参加意向書	B
プロポーザル提案書	A
プロポーザル資格辞退届	B
委任状	A

※区分

A：引き続き押印が必要な書類

B：責任者、担当者を記載することで押印が省略できる書類

C：押印を不要とする書類

●契約後に提出する書類

書類名	区分
工事工程表及び現場代理人等指定通知書	C
現場代理人等変更通知書	C
建設業退職金共済掛金収納書届	C
建設業退職金共済証紙貼付実績書	C
リサイクル変更協議書	C
工事施工協議簿（※現場代理人の印、電子印）	A
工事請負契約書第 20 条第 6 項第 8 項の規定に基づく請負代金額の変更請求書、変更承諾書	A
中間前払金認定請求書	C
出来形部分確認請求書	C
工事完成通知書	C
工事受渡書	A
受領書（※契約保証書に係るもの）	A
業務日程表及び業務処理責任者等選定通知書	C
業務処理責任者等変更通知書	C
再委託承諾願	C
実績報告書	C
請求書	B

※区分

A：引き続き押印が必要な書類

B：責任者、担当者を記載することで押印が省略できる書類

C：押印を不要とする書類

	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印を見直す書類は何ですか。	令和7年1月1日以降に提出される契約関係書類等が対象です。今回の押印見直しにより、押印を不要とする書類や押印を省略できる書類がありますので、詳細は別紙1「契約関係書類等の押印の見直しについて」を参照してください。 なお、請求書については、法律や条例、規則、要綱等により、押印による提出を必要としているものは対象外です。
2	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか。	法人の事業者と同様に対象となります。
II 押印省略、提出		
1	押印を省略した契約関係書類等は、どのような方法で提出できますか。	電子メールのほか、郵送や持参による提出もできます。電子メールの場合は、送信先のメールアドレスについて、担当課へご確認ください。また、送信後は担当課に受信確認を行ってください。 郵送や持参の場合は、事業者等の内容確認のため、担当課から御連絡することがあります。
2	請求書について、FAXで提出してもよいですか。	請求内容等が不鮮明となる場合があるため、FAXでの提出は認められません。
3	電子メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
4	契約関係書類等を添付ファイルによらず、電子メール本文に記載することで、提出に代えることができますか。	契約関係書類等を添付する代わりに、電子メール本文にその内容等を記載しての提出はできません。電子メールで提出していただく場合は、必ず契約関係書類等をPDFファイルで提出してください。
5	従来どおり、契約関係書類等に押印し、持参や郵送してもよいですか。	従来どおり持参や郵送により、契約関係書類等に押印し、提出していただいても構いません。押印した契約関係書類等については、原本を提出してください。
III その他		
1	委任状は、押印省略や電子メール等による提出が可能ですか。	委任状は、押印省略の対象ではないので、押印省略できません。
2	押印を省略した契約関係書類等を修正する場合、訂正印で修正できますか。	押印省略した契約関係書類等については修正できませんので、お手数ですが再度作成をお願いします。
3	請求書について、2枚以上にわたる場合に請求者の印鑑による割印も省略可能ですか。	押印省略した請求書を提出する場合には割印も省略できますが、その際は、請求書の各葉が一連であるようにしてください。(各葉に「〇/〇頁」と記載するなど)